

「国有林野の管理経営に関する基本計画」についての論点

1 改訂の方向 (前回林政審議会においてお示した方向)

前回の第112回林政審議会(平成15年9月4日)においてお示した、「国有林野の管理経営に関する基本計画」(以下、「管理経営基本計画」という)の今後の方向。

現行の管理経営基本計画の最初の5年間(集中改革期間)においては、

- ・ 民間委託の推進、組織・要員の合理化・縮減、財政の健全化等の取組を集中的に推進するとともに、
- ・ 公益林の拡大、複層林施業の推進を図るなど、

簡素で効率的な体制の下で公益的機能の維持増進を旨とする管理経営を進めていくための基礎が築かれたところ。

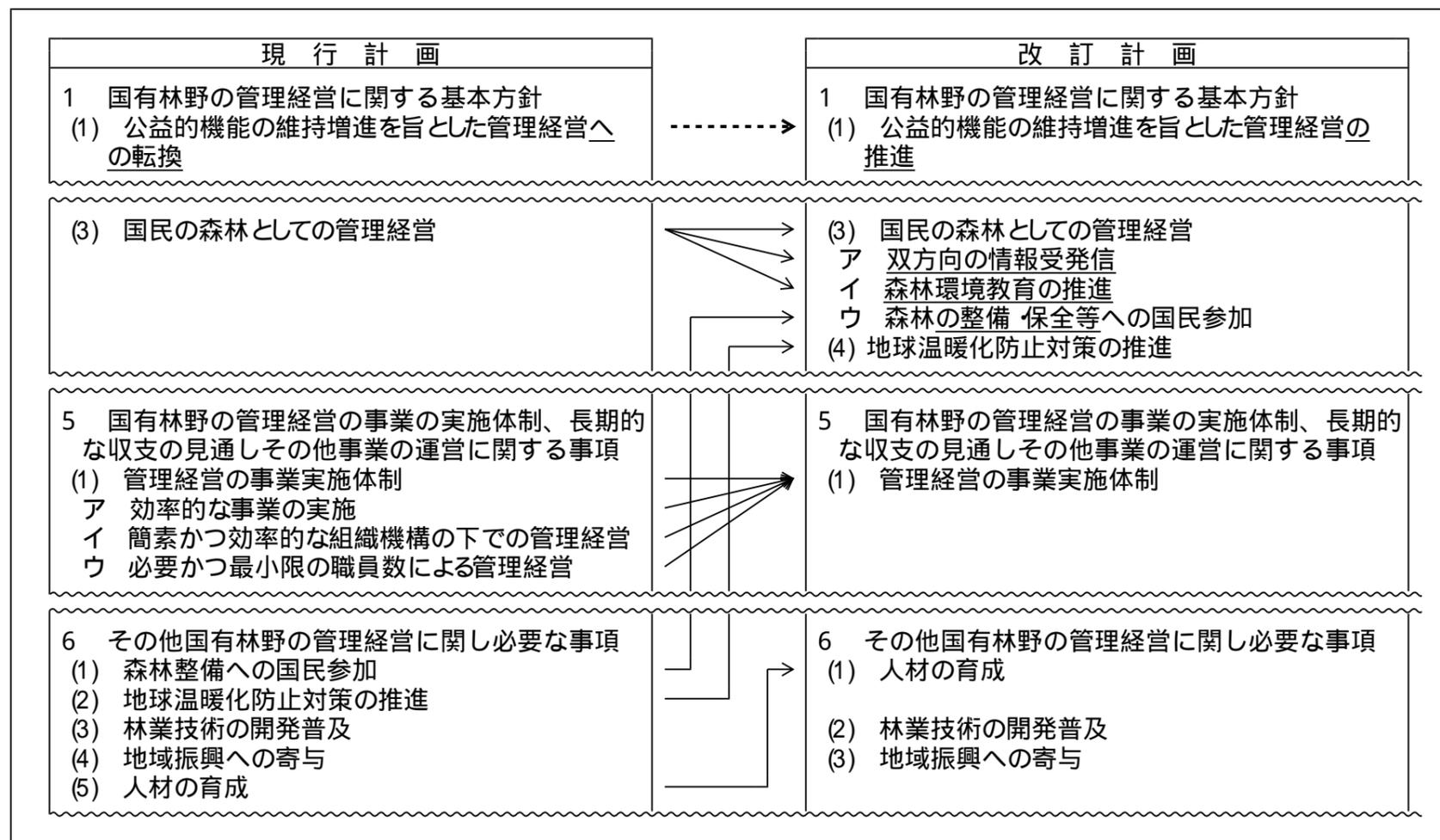
集中改革期間後においては、こうした基礎の上に立って、名実ともに開かれた「国民の森林」の実現に向けて、次のような取組を本格的に進めていくことが課題。

- ・ 国土の保全や水源のかん養など、公益的機能の維持増進を旨とする管理経営の一層の推進
- ・ 地球温暖化防止、生物多様性の保全、自然再生等の新たな政策課題への率先した取組
- ・ 森林環境教育への貢献、森林とのふれあいや国民参加の森林づくり等、国民による国有林野の利用の促進

これらの取組に際しては、情報の開示や広報を通じた透明性の確保のみならず、国民の要請の的確な把握や、これを反映した管理経営の推進など、双方向の情報受発信を基本とした対話型の取組が必要。

第112回林政審議会資料4-2 国有林野の管理経営に関する基本計画について」の「4 今後の方向」から抜粋

また、同審議会においてお示した計画の構成に関する考え方。



第112回林政審議会資料4-3 管理経営基本計画の構成の考え方(素案)」から抜粋

2 論点のポイント (前回林政審議会における御意見)

御意見	考え方 (現行計画における該当箇所)
<p>今回の見直しは、10年度につくられた抜本的改革のスキームを活かしつつ、その中で行うと考えて良いか。</p> <p>これからは、国民の要請を踏まえた国有林野事業のあるべき姿について目を向けてはどうか。</p>	<p>全体の方向に関するもの。 該当箇所 :はじめに</p>
<p>地域の実態をより重視するという方向と、管理体制の集約化を図るという方向とをどのように調和させるのか。</p>	<p>地方自治体、地域住民等との連携・協力等に関するもの。 該当箇所 :1 国有林野の管理経営に関する基本方針 (2) 森林の流域管理システムの下での管理経営 (3) 国民の森林としての管理経営 6 その他国有林野の管理経営に関し必要な事項 (1) 森林整備への国民参加</p>
<p>情報開示の方法も含め、国民のアクションや意見の表明を喚起するような計画にする必要があるのではないか。</p>	<p>ボランティア、NPO等との連携・協力等に関するもの。 該当箇所 :1 国有林野の管理経営に関する基本方針 (3) 国民の森林としての管理経営 2 国有林野の維持及び保存に関する基本的な事項 (2) 保護林など優れた自然環境を有する森林の維持・保存 6 その他国有林野の管理経営に関し必要な事項 (1) 森林整備への国民参加 (2) 地球温暖化防止対策の推進</p>
<p>厳しい状況の中で、計画の見直しに当たり、どのように収支見直しを行うのか。</p>	<p>収支見直しに関するもの。 該当箇所 :5 国有林野の管理経営の事業の実施体制、長期的な収支の見直しその他事業の運営に関する事項 (2) 長期的な収支の見直し</p>
<p>国民の理解が得られるよう、何らかの政策評価の仕組みを考える必要があるのではないか。</p>	<p>国有林野事業の評価に関するものであるが、前回審議会の際に御説明のとおり 農林水産省として「農林水産省政策評価基本計画」に基づき、農林水産大臣が委嘱する委員によって構成される「農林水産省政策評価会」の議論等を踏まえ、国有林野事業を含めて政策評価に取り組んでいるところ。</p>
<p>一定の収入の枠の中で最大の成果を上げるという視点から、事業計画を検討する必要があるのではないか。</p>	<p>事業計画に関するものであるが、収入は毎年度変動するものであり 収入を含めた予算の編成や事業計画については、その時々的情勢を踏まえて、毎年度、総合的に検討しているところ。</p>
<p>木材の利用拡大については、自ら取り組むだけでなく、他省庁等に働きかけても良いのではないか。</p>	<p>木材利用の拡大に関するものであるが、前回審議会の際に御説明のとおり 農林水産省として「農林水産省木材利用拡大行動計画」に基づき、既に取り組んでいるところ。</p>

3 論点の整理

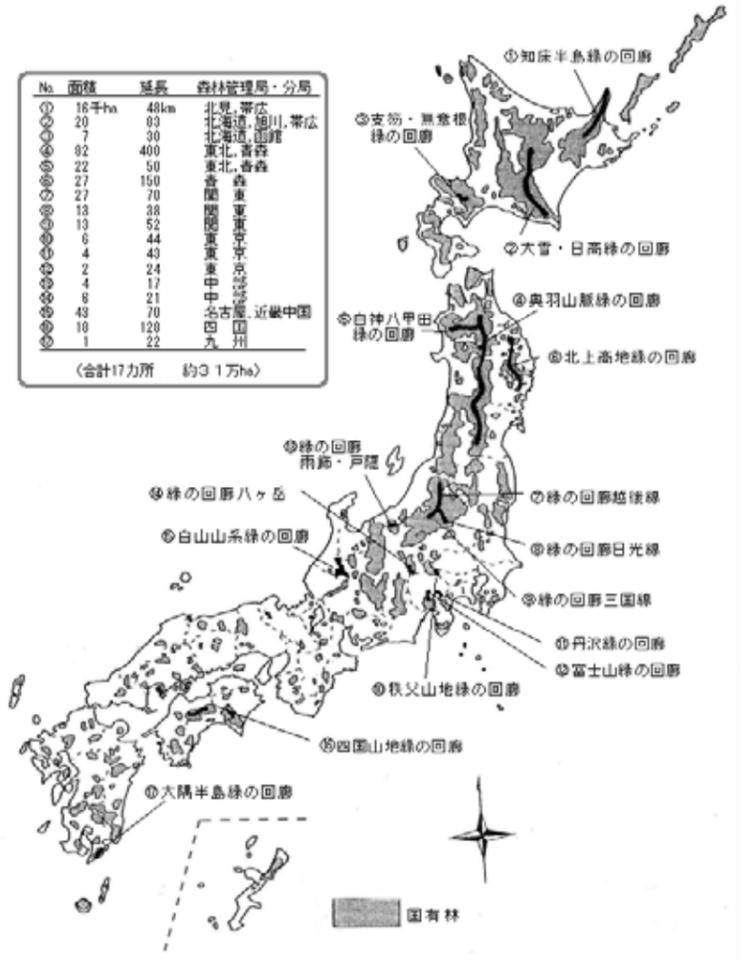
現行の管理経営基本計画	計画事項に対する主な取組	国有林野事業を巡る新たな動き等	論点 (課題 対応の方向)
はじめに		<p>集中改革期間における改革の取組によって、一定の基礎が築かれたところ。</p>	<div data-bbox="2151 338 2763 474" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>今回の見直しは、10年度につくられた抜本的改革のスキームを活かしつつ、その中で行うと考えて良いか。</p> </div> <div data-bbox="2151 510 2763 646" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>これからは、国民の要請を踏まえた国有林野事業のあるべき姿について目を向けてはどうか。</p> </div> <p>集中改革期間における取組によって築かれた基礎の上に立ち、開かれた「国民の森林」の実現に向けた取組を本格的に推進していくべきではないか。</p>

現行の管理経営基本計画	計画事項に対する主な取組	国有林野事業を巡る新たな動き等	論点 (課題・対応の方向)									
<p>1 国有林野の管理経営に関する基本方針</p> <p>(1) 公益的機能の維持増進を旨とした管理経営への転換</p>	<p>公益林の拡大</p> <p>公益林 (46%) (改革前の機能類型区分)</p> <p>公益林 (85%) (新たな機能類型区分)</p> <p>水源かん養機能</p> <p>国土保全林 143万 ha (19%)</p> <p>自然維持林 141万 ha (19%)</p> <p>森林空間利用林 64万 ha (8%)</p> <p>木材生産林 413万 ha (54%)</p> <p>水土保全林 440万 ha (58%)</p> <p>森林と人との共生林 207万 ha (27%)</p> <p>資源の循環利用林 111万 ha (15%)</p> <p>平成10年度期首</p> <p>平成15年度期首</p> <p>公益的機能の向上に配慮した施業の推進</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施業方法</th> <th>10年度</th> <th>15年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>育成複層林施業 (公益林)</td> <td>69万ha</td> <td>211万ha</td> </tr> <tr> <td>長伐期施業 (公益林)</td> <td>0.5万ha</td> <td>47万ha</td> </tr> </tbody> </table> <p>注:各年度期首の数値</p>	施業方法	10年度	15年度	育成複層林施業 (公益林)	69万ha	211万ha	長伐期施業 (公益林)	0.5万ha	47万ha	<p>近年、森林に対する国民の要請は、国土の保全や水源のかん養に加え、地球温暖化の防止、生物多様性の保全、自然環境教育への貢献等に対する期待が高まるなど、公益的機能の発揮に重点を置きつつ、さらに多様化。</p> <p>森林に期待する役割の変化 【総理府広報室「森林と生活に関する世論調査」等】 (S55～H11)</p>	<p>公益的機能の維持増進を旨とする管理経営の一層の推進を図るべきではないか。</p> <p>このため、公益林については、今後とも、個々の森林の状況等を勘案しつつ、拡大すべきではないか。</p>
施業方法	10年度	15年度										
育成複層林施業 (公益林)	69万ha	211万ha										
長伐期施業 (公益林)	0.5万ha	47万ha										

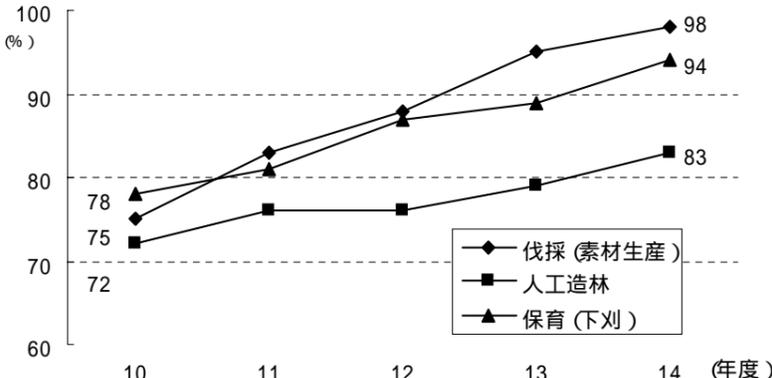
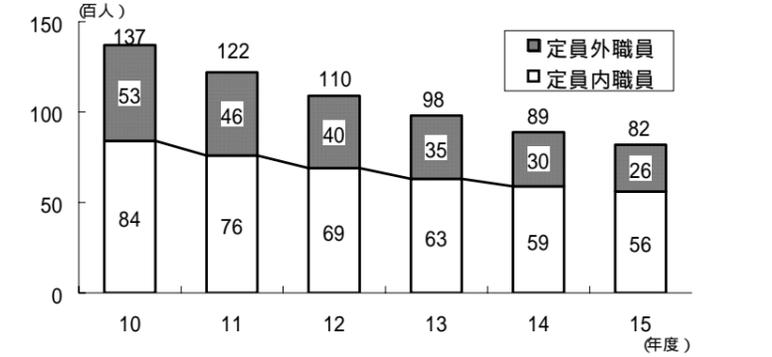
現行の管理経営基本計画	計画事項に対する主な取組	国有林野事業を巡る新たな動き等	論点(課題・対応の方向)																				
		<p>森林に対する国民の要請の多様化等に対応した近年の新たな政策展開 (森林・林業基本法)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 森林・林業基本法の制定(H13.6) ・ 森林・林業基本計画の策定(H13.10) <p style="border: 1px dashed black; padding: 5px;">森林の多面的機能の発揮を基本理念とした政策に転換。 国有林野事業については、公益的機能の維持増進を図ることが主たる目標であることを確認。</p> <p>特に国有林野については、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 奥地脊梁山地や水源地域に多く分布し原生的な天然林も広く残されていることから、国民の生命や財産を脅かす土砂崩壊の防止や洪水の緩和、国民の生活に不可欠な良質の水の供給等への期待は高いところ。 ・ 貴重な森林生態系や野生動植物の生息・生育環境の維持・保存、森林とのふれあいの場の提供等、多様で豊かな自然環境を有する国有林野ならではの役割にも高い期待が寄せられているところ。 <p>国有林に対する国民の期待 【総理府広報室「森林と生活に関する世論調査」】 (H11)</p> <table border="0"> <tr> <td>国有林に期待する働き</td> <td></td> </tr> <tr> <td>土砂災害防止や水資源の確保</td> <td>(44%)</td> </tr> <tr> <td>貴重な天然林等の保護・管理</td> <td>(30%)</td> </tr> <tr> <td>森林とのふれあいの場を提供</td> <td>(14%)</td> </tr> <tr> <td>安定的に木材を供給</td> <td>(3%)</td> </tr> </table> <p>【近畿中国森林管理局グリーンモニターアンケート調査】(H14)</p> <table border="0"> <tr> <td>国有林に期待する働き</td> <td></td> </tr> <tr> <td>土砂災害防止や水資源の確保</td> <td>(42%)</td> </tr> <tr> <td>貴重な動植物や天然林等の保護・管理</td> <td>(34%)</td> </tr> <tr> <td>森林とのふれあいの場を提供</td> <td>(16%)</td> </tr> <tr> <td>安定的に木材を供給</td> <td>(8%)</td> </tr> </table>	国有林に期待する働き		土砂災害防止や水資源の確保	(44%)	貴重な天然林等の保護・管理	(30%)	森林とのふれあいの場を提供	(14%)	安定的に木材を供給	(3%)	国有林に期待する働き		土砂災害防止や水資源の確保	(42%)	貴重な動植物や天然林等の保護・管理	(34%)	森林とのふれあいの場を提供	(16%)	安定的に木材を供給	(8%)	<p>公益的機能の維持増進については、国有林野の特性を踏まえて、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ これまでと同様、災害に強い国土基盤の形成や良質な水の安定的供給確保の観点からの取組を適切に進めるとともに、併せて ・ 生物多様性の保全、国民と森林とのふれあいの場の提供等の新たな政策課題への率先した取組が必要ではないか。
国有林に期待する働き																							
土砂災害防止や水資源の確保	(44%)																						
貴重な天然林等の保護・管理	(30%)																						
森林とのふれあいの場を提供	(14%)																						
安定的に木材を供給	(3%)																						
国有林に期待する働き																							
土砂災害防止や水資源の確保	(42%)																						
貴重な動植物や天然林等の保護・管理	(34%)																						
森林とのふれあいの場を提供	(16%)																						
安定的に木材を供給	(8%)																						

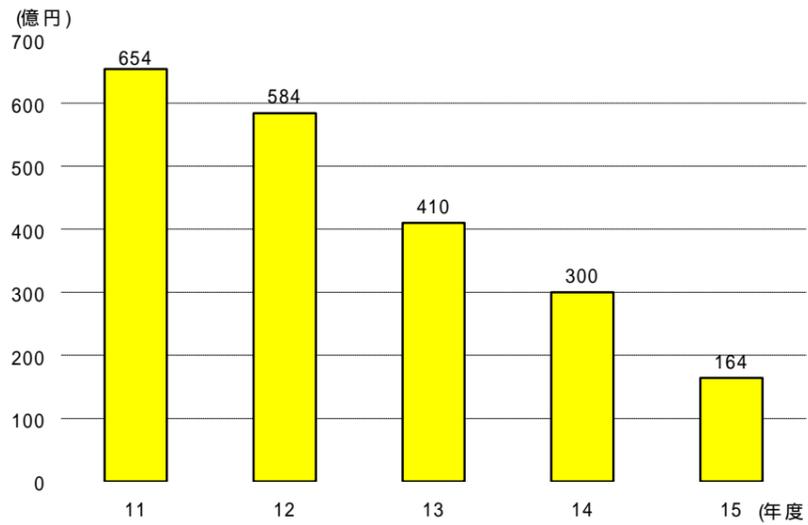
現行の管理経営基本計画	計画事項に対する主な取組	国有林野事業を巡る新たな動き等	論点 (課題・対応の方向)																						
<p>(2) 森林の流域管理システムの下での管理経営</p>	<p>地方自治体との協定締結等の推進</p> <p>民有林と国有林がさらに連携を取って森林の整備・保全を進めることができるよう、都道府県等と覚書や協定等を締結。</p> <p>【都道府県との覚書締結状況】</p> <table border="0"> <tr><td>11年度</td><td>高知県</td></tr> <tr><td>12年度</td><td>長野県</td></tr> <tr><td>13年度</td><td>北海道</td></tr> <tr><td>14年度</td><td>青森県、三重県、奈良県、和歌山県</td></tr> </table> <p>流域管理推進アクションプログラムの展開</p> <p>流域ごとに、地方公共団体、学校、NPO等から要請を聞き取り(合計4,885件)、優先的に取り組むべき課題を選んでアクションプログラムを作成。</p> <p>流域管理についての先導的な取組として、13年度から開始。</p> <table border="0"> <tr><td>13年度</td><td>284課題に取組</td></tr> <tr><td>14年度</td><td>429課題に取組</td></tr> </table> <p>流域を単位とした組織に再編 (98森林管理署等)。</p>	11年度	高知県	12年度	長野県	13年度	北海道	14年度	青森県、三重県、奈良県、和歌山県	13年度	284課題に取組	14年度	429課題に取組	<p>国有林野事業に望む活動</p> <p>【流域管理推進アクションプログラム作成のための聞き取り】(H13)</p> <table border="0"> <tr><td>森林環境教育の推進</td><td>(31%)</td></tr> <tr><td>森林・林業・木材産業の振興</td><td>(18%)</td></tr> <tr><td>流域産材や間伐材の利用推進</td><td>(16%)</td></tr> <tr><td>上下流連携の強化</td><td>(13%)</td></tr> <tr><td>林業技術の向上</td><td>(10%)</td></tr> </table>	森林環境教育の推進	(31%)	森林・林業・木材産業の振興	(18%)	流域産材や間伐材の利用推進	(16%)	上下流連携の強化	(13%)	林業技術の向上	(10%)	<p>地域の実態をより重視するという方向と、管理体制の集約化を図るという方向とをどのように調和させるのか。</p> <p>流域(森林計画区)を勘案して再編した森林管理署等の組織機構の下で、地域の課題やニーズを踏まえ、地方自治体を含む民有林関係者等と連携しつつ、流域管理システムの推進に積極的に取り組むべきではないか。</p>
11年度	高知県																								
12年度	長野県																								
13年度	北海道																								
14年度	青森県、三重県、奈良県、和歌山県																								
13年度	284課題に取組																								
14年度	429課題に取組																								
森林環境教育の推進	(31%)																								
森林・林業・木材産業の振興	(18%)																								
流域産材や間伐材の利用推進	(16%)																								
上下流連携の強化	(13%)																								
林業技術の向上	(10%)																								

現行の管理経営基本計画	計画事項に対する主な取組	国有林野事業を巡る新たな動き等	論点 (課題 対応の方向)									
<p>(3) 国民の森林としての管理経営</p>	<p>情報の開示、双方向のコミュニケーションの推進</p> <p>管理経営基本計画等は、公告 縦覧を行ったうえで策定。毎年度、決算及び管理経営基本計画の実施状況を公表。</p> <p>一般市民を対象に「グリーンモニター」を公募し、国有林野事業に関する情報を提供するとともに、アンケート調査や意見交換会を行って、意見、要望等を把握。</p> <p>【近畿中国森林管理局及び東京分局の取組事例。14年度～】</p> <p>森林環境教育への取組状況</p> <p>教育機関等と連携し、森林教室や教育関係者への研修を実施。</p> <table border="1"> <tr> <td>12年度</td> <td>335回</td> <td>20千人</td> </tr> <tr> <td>13年度</td> <td>590回</td> <td>28千人</td> </tr> <tr> <td>14年度</td> <td>843回</td> <td>40千人</td> </tr> </table> <p>子供達が森林の中で自由に遊び学べるようフィールドを提供する「遊々の森」の設定に、14年度から取組。</p> <p>【5年7月までに、44箇所、1,704haについて学校等と協定を締結】</p>	12年度	335回	20千人	13年度	590回	28千人	14年度	843回	40千人	<p>国有林野事業に対しては、多様で豊かな自然環境や森林・林業に関する知識と経験を備えた人材を活用しつつ、国民の要請に機動的・弾力的に対応することが求められているところ。</p> <p>森林に対する国民の要請の多様化等に対応した近年の新たな政策展開 (森林環境教育)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新学習指導要領 (H10年度改訂、H14年度施行) <p>総合的な学習の時間において、自然体験や、観察、調査などの体験的な学習を行う等とされたところ。</p> <p>このため、環境教育の場としての森林の利用や、これに伴う知識・技術の普及への要請が高まってきているところ。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律の制定 (H15.7) <p>国民、NPO等による環境保全への理解と取組の意欲を高めるため、環境教育の振興や体験機会、情報の提供の推進等を図るもの。</p> <p>環境教育の振興や、体験機会・情報の提供等が国の努めとされているところ。</p> <p>森林環境教育に関する要請 【環境庁・林野庁「エコツーリズムを通じた地域活性化推進調査」】(H11)</p> <p>小・中学生を対象とした野外学習について</p> <p>積極的に取り入れるべき (88%)</p> <p>野外学習の内容 (複数回答)</p> <p>森林の生き物、木のはたらきについての学習 (66%)</p> <p>森林での仕事や生活の体験 (38%)</p> <p>集団生活の体験 (29%)</p> <p>スポーツ活動 (15%)</p> <p>地域文化の伝承・交流 (12%)</p>	<p>情報開示の方法も含め、国民のアクションや意見の表明を喚起するような計画にする必要があるのではないか。</p> <p>情報の開示や広報を通じた管理経営の透明性の確保とともに、双方向の情報・意見の交換を図り、国民の要請の的確な把握や、これを反映した管理経営の推進等、対話型の取組を進めるべきではないか。</p> <p>多様で豊かな自然環境や森林・林業に関する知識と経験を備えた人材を活用しつつ、国民の要請に機動的・弾力的に対応していくことが必要ではないか。</p> <p>地域の実態をより重視するという方向と、管理体制の集約化を図るといふ方向とをどのように調和させるのか。</p> <p>学校、NPO等多様な主体と連携しつつ、森林環境教育の推進を図るべきではないか。</p> <p>それぞれの地域に置かれている森林管理署等が、森林環境教育の実施に関する相談窓口や、森林の整備・保全への国民参加を支援する拠点としての機能を発揮できるよう取り組むべきではないか。</p> <p>現行計画の「6 その他国有林野の管理経営に関し必要な事項」の「(1) 森林整備への国民参加」をここに移し、国民による国有林野の利用の促進に係る取組についての記述を一体化するとともに拡充を図ることが適切ではないか。</p>
12年度	335回	20千人										
13年度	590回	28千人										
14年度	843回	40千人										

現行の管理経営基本計画	計画事項に対する主な取組	国有林野事業を巡る新たな動き等	論点 (課題 対応の方向)																																																																																				
<p>2 国有林野の維持及び保存に関する基本的な事項</p> <p>(1) 森林の巡視、病虫害の防除等適切な森林の保全管理</p>			<p>廃棄物不法投棄への対策を進めるべきではないか。</p>																																																																																				
<p>(2) 保護林など優れた自然環境を有する森林の維持 保存</p>	<p>緑の回廊の設定と拡大</p>  <table border="1" data-bbox="608 682 920 997"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>面積</th> <th>延長</th> <th>森林管理局・分局</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>①</td><td>16千ha</td><td>49km</td><td>北見 帯広</td></tr> <tr><td>②</td><td>20</td><td>83</td><td>北海道 旭川 帯広</td></tr> <tr><td>③</td><td>7</td><td>30</td><td>北海道 函館</td></tr> <tr><td>④</td><td>92</td><td>400</td><td>東北 青森</td></tr> <tr><td>⑤</td><td>22</td><td>50</td><td>東北 青森</td></tr> <tr><td>⑥</td><td>27</td><td>150</td><td>香取 森</td></tr> <tr><td>⑦</td><td>27</td><td>70</td><td>香取 森</td></tr> <tr><td>⑧</td><td>13</td><td>38</td><td>関東 東京</td></tr> <tr><td>⑨</td><td>13</td><td>52</td><td>関東 東京</td></tr> <tr><td>⑩</td><td>6</td><td>44</td><td>関東 東京</td></tr> <tr><td>⑪</td><td>4</td><td>43</td><td>関東 東京</td></tr> <tr><td>⑫</td><td>2</td><td>24</td><td>関東 東京</td></tr> <tr><td>⑬</td><td>4</td><td>17</td><td>関東 東京</td></tr> <tr><td>⑭</td><td>8</td><td>21</td><td>中部 名古屋</td></tr> <tr><td>⑮</td><td>43</td><td>70</td><td>近畿 中国</td></tr> <tr><td>⑯</td><td>10</td><td>120</td><td>四国</td></tr> <tr><td>⑰</td><td>1</td><td>22</td><td>九州</td></tr> </tbody> </table> <p>(合計17箇所 約31万ha)</p> <p>緑の回廊の設定に当たっては、学識経験者、NGO等の参加 協力を得て検討会を開催。パブリックコメントにより得られた意見も反映して、設定基準や取扱方針を決定し、12年度から設定を開始。</p> <table border="1" data-bbox="623 1774 1350 1900"> <tbody> <tr> <td>12年度</td> <td>10箇所</td> <td>198千ha</td> <td></td> </tr> <tr> <td>13年度</td> <td>3箇所</td> <td>91千ha</td> <td></td> </tr> <tr> <td>14年度</td> <td>4箇所</td> <td>30千ha</td> <td>(累計 17箇所 311千ha)</td> </tr> </tbody> </table>	No.	面積	延長	森林管理局・分局	①	16千ha	49km	北見 帯広	②	20	83	北海道 旭川 帯広	③	7	30	北海道 函館	④	92	400	東北 青森	⑤	22	50	東北 青森	⑥	27	150	香取 森	⑦	27	70	香取 森	⑧	13	38	関東 東京	⑨	13	52	関東 東京	⑩	6	44	関東 東京	⑪	4	43	関東 東京	⑫	2	24	関東 東京	⑬	4	17	関東 東京	⑭	8	21	中部 名古屋	⑮	43	70	近畿 中国	⑯	10	120	四国	⑰	1	22	九州	12年度	10箇所	198千ha		13年度	3箇所	91千ha		14年度	4箇所	30千ha	(累計 17箇所 311千ha)	<p>森林に対する国民の要請の多様化等に対応した近年の新たな政策展開 (生物多様性)</p> <ul style="list-style-type: none"> 新 生物多様性国家戦略の策定 (H14.3) <p>生物多様性の保全と持続可能な利用に関する基本方針と国のとるべき施策の方向を示したものの。</p> <p>国有林野事業については、「国有林野における取組」として特記されているところ。</p>	<p>生物多様性の保全の視点を踏まえた希少種の保護や移入種の侵入防止等、新たな施策へ取り組むべきではないか。</p> <p>情報開示の方法も含め、国民のアクションや意見の表明を喚起するような計画にする必要があるのではないか。</p> <p>森林の維持 保存に係る取組に当たっては、ボランティア、NPO等と連携した取組を進めるべきではないか。</p>
No.	面積	延長	森林管理局・分局																																																																																				
①	16千ha	49km	北見 帯広																																																																																				
②	20	83	北海道 旭川 帯広																																																																																				
③	7	30	北海道 函館																																																																																				
④	92	400	東北 青森																																																																																				
⑤	22	50	東北 青森																																																																																				
⑥	27	150	香取 森																																																																																				
⑦	27	70	香取 森																																																																																				
⑧	13	38	関東 東京																																																																																				
⑨	13	52	関東 東京																																																																																				
⑩	6	44	関東 東京																																																																																				
⑪	4	43	関東 東京																																																																																				
⑫	2	24	関東 東京																																																																																				
⑬	4	17	関東 東京																																																																																				
⑭	8	21	中部 名古屋																																																																																				
⑮	43	70	近畿 中国																																																																																				
⑯	10	120	四国																																																																																				
⑰	1	22	九州																																																																																				
12年度	10箇所	198千ha																																																																																					
13年度	3箇所	91千ha																																																																																					
14年度	4箇所	30千ha	(累計 17箇所 311千ha)																																																																																				

現行の管理経営基本計画	計画事項に対する主な取組	国有林野事業を巡る新たな動き等	論点(課題 対応の方向)
3 国有林野の林産物の供給に関する基本的な事項 (1) 林産物の供給	文化財等修復用資材等の供給 民間からの供給が困難な木材等を供給。 11年度 天然青森ヒバ1千本ストック調査 12年度 文化財資源備蓄林の設定 【 84ha】 13年度 世界文化遺産貢献の森林 【3,241ha】 檜皮採取対象林の設定 【 364ha】		収穫量は今後増大の見込みであることを踏まえ、森林の多面的機能の発揮の観点から、引き続き、 ・ 木材の安定的な供給に向けた取組を進めるとともに、 ・ 大径長尺材等の民有林からの供給が期待しにくい特殊な林産物の供給への取組が必要ではないか。
(2) 林産物等の販売	委託販売の推進 素材販売における委託販売の割合を拡大。 10年度 4% 14年度 20% システム販売の推進 立木販売におけるシステム販売の割合を拡大。 10年度 14% 14年度 22%		(基本的に現行計画のとおり)
4 国有林野の活用に関する基本的な事項 (1) 国有林野の活用の適切な推進	林野・土地売払いへの取組 林野： 「市町村の森」等の公用、公共用地の売払いやダム用地等の所管換・所属替を推進。 土地： 厚生施設や宿舍の跡地、事務所敷等の売払いを推進。 【1～14年度 累計 7,456ha、938億円】		(基本的に現行計画のとおり)
(2) 公衆の保健のための活用の推進	レクリエーションの森の整備 ユニバーサルデザインに配慮した施設整備を推進。 【1～14年度 累計 18地域で実施】	レクリエーションの森の利用者数は横ばいで推移(10以降1.6億人/年)。	レクリエーションの森に関する推進方策について、幅広い検討を行うべきではないか。

現行の管理経営基本計画	計画事項に対する主な取組	国有林野事業を巡る新たな動き等	論点 (課題 対応の方向)																																																																
<p>5 国有林野の管理経営の事業の実施体制、長期的な収支の見通しその他事業の運営に関する事項</p> <p>(1) 管理経営の事業実施体制</p>	<p>民間委託の推進</p>  <table border="1"> <caption>民間委託の推進 (推定値)</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>伐採 (素材生産) (%)</th> <th>人工造林 (%)</th> <th>保育 (下刈) (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10</td> <td>75</td> <td>72</td> <td>78</td> </tr> <tr> <td>11</td> <td>82</td> <td>77</td> <td>81</td> </tr> <tr> <td>12</td> <td>88</td> <td>77</td> <td>87</td> </tr> <tr> <td>13</td> <td>96</td> <td>80</td> <td>90</td> </tr> <tr> <td>14</td> <td>98</td> <td>83</td> <td>94</td> </tr> </tbody> </table> <p>組織の簡素・合理化</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>改革前</th> <th>現在</th> <th>16年度以降</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>9営林局 5支局</td> <td>7森林管理局 7分局</td> <td>7森林管理局 (廃止)</td> </tr> <tr> <td>229営林署</td> <td>98森林管理署 14支署 8森林管理事務所</td> <td>98森林管理署 14支署 8森林管理事務所</td> </tr> <tr> <td>92森林管理センター等</td> <td>51事務所等</td> <td>(廃止)</td> </tr> </tbody> </table> <p>要員の適正化</p> <p>注: 各年度期首職員数</p>  <table border="1"> <caption>要員の適正化 (各年度期首職員数)</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>定員内職員 (千人)</th> <th>定員外職員 (千人)</th> <th>合計 (千人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10</td> <td>84</td> <td>53</td> <td>137</td> </tr> <tr> <td>11</td> <td>76</td> <td>46</td> <td>122</td> </tr> <tr> <td>12</td> <td>69</td> <td>40</td> <td>110</td> </tr> <tr> <td>13</td> <td>63</td> <td>35</td> <td>98</td> </tr> <tr> <td>14</td> <td>59</td> <td>30</td> <td>89</td> </tr> <tr> <td>15</td> <td>56</td> <td>26</td> <td>82</td> </tr> </tbody> </table>	年度	伐採 (素材生産) (%)	人工造林 (%)	保育 (下刈) (%)	10	75	72	78	11	82	77	81	12	88	77	87	13	96	80	90	14	98	83	94	改革前	現在	16年度以降	9営林局 5支局	7森林管理局 7分局	7森林管理局 (廃止)	229営林署	98森林管理署 14支署 8森林管理事務所	98森林管理署 14支署 8森林管理事務所	92森林管理センター等	51事務所等	(廃止)	年度	定員内職員 (千人)	定員外職員 (千人)	合計 (千人)	10	84	53	137	11	76	46	122	12	69	40	110	13	63	35	98	14	59	30	89	15	56	26	82		<p>15年度末までに集中的に取り組んでいる課題であることから、集中改革期間終了後の16年度以降については、民間委託化、要員の適正化等に係る残された部分について着実に取り組むとの方向が適切ではないか。</p>
年度	伐採 (素材生産) (%)	人工造林 (%)	保育 (下刈) (%)																																																																
10	75	72	78																																																																
11	82	77	81																																																																
12	88	77	87																																																																
13	96	80	90																																																																
14	98	83	94																																																																
改革前	現在	16年度以降																																																																	
9営林局 5支局	7森林管理局 7分局	7森林管理局 (廃止)																																																																	
229営林署	98森林管理署 14支署 8森林管理事務所	98森林管理署 14支署 8森林管理事務所																																																																	
92森林管理センター等	51事務所等	(廃止)																																																																	
年度	定員内職員 (千人)	定員外職員 (千人)	合計 (千人)																																																																
10	84	53	137																																																																
11	76	46	122																																																																
12	69	40	110																																																																
13	63	35	98																																																																
14	59	30	89																																																																
15	56	26	82																																																																

現行の管理経営基本計画	計画事項に対する主な取組	国有林野事業を巡る新たな動き等	論点 (課題・対応の方向)																														
<p>(2) 長期的な収支の見直し</p>	<p>収支の実績見直し (単位 億円)</p> <table border="1" data-bbox="566 411 1347 751"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成11～15年度 (年度平均)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>収入</td> <td>2,070</td> </tr> <tr> <td>自己収入(一般会計受入等を含む)</td> <td>1,370</td> </tr> <tr> <td>借入金</td> <td>420</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(280)</td> </tr> <tr> <td>支出</td> <td>2,040</td> </tr> <tr> <td>事業関係費等</td> <td>1,730</td> </tr> <tr> <td>利子・償還金</td> <td>310</td> </tr> <tr> <td>収支差</td> <td>20</td> </tr> </tbody> </table> <p>注:1 借入金欄の上段は新規の借入金、下段の()は、その借換に係る借入金。 2 四捨五入により計が一致しない場合がある。 3 15年度については、予算数値を仮算入。</p> <p>新規借入金の縮減 注:各年度実績。ただし15年度については予算数値。</p>  <table border="1" data-bbox="581 1003 1389 1528"> <caption>新規借入金の縮減 (億円)</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>借入金 (億円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>11</td> <td>654</td> </tr> <tr> <td>12</td> <td>584</td> </tr> <tr> <td>13</td> <td>410</td> </tr> <tr> <td>14</td> <td>300</td> </tr> <tr> <td>15</td> <td>164</td> </tr> </tbody> </table>		平成11～15年度 (年度平均)	収入	2,070	自己収入(一般会計受入等を含む)	1,370	借入金	420		(280)	支出	2,040	事業関係費等	1,730	利子・償還金	310	収支差	20	年度	借入金 (億円)	11	654	12	584	13	410	14	300	15	164	<p>新規借入金から脱却するとの考え方の下、H16概算要求を提出。</p>	<p>厳しい状況の中で、計画の見直しに当たり、どのように収支見直しを行うのか。</p> <p>今後の収穫量の増加、要員の縮減等の見直しを踏まえつつ、一定の前提条件の下で試算を行う。</p>
	平成11～15年度 (年度平均)																																
収入	2,070																																
自己収入(一般会計受入等を含む)	1,370																																
借入金	420																																
	(280)																																
支出	2,040																																
事業関係費等	1,730																																
利子・償還金	310																																
収支差	20																																
年度	借入金 (億円)																																
11	654																																
12	584																																
13	410																																
14	300																																
15	164																																
<p>(3) その他事業運営に関する事項</p>	<p>分散処理システム等による事務処理の推進</p> <p>林野庁・森林管理局・森林管理署等をネットワーク化した分散処理システム等を活用し、木材販売・森林整備等に係る業務や経理・給与等に係る事務を効率的に処理。</p>	<p>行政組織におけるIT化に向けた近年の新たな政策展開</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ IT戦略本部設置(H13.1) ・ e-Japan戦略 決定(H15.7) ・ 電子政府構築計画決定(H15.7) 	<p>政府全体の取組を踏まえた対応、IT化の一層の推進が必要ではないか。</p>																														

現行の管理経営基本計画	計画事項に対する主な取組	国有林野事業を巡る新たな動き等	論点 (課題 対応の方向)																																						
<p>6 その他国有林野の管理経営に関し必要な事項</p> <p>(1) 森林整備への国民参加</p>	<p>「漁民の森」等の設定</p> <p>下流の漁業関係者による「漁民の森」、地方公共団体やボランティア団体による「水源林」等を分収林制度を活用して設定。</p> <p>【4年度末現在、「漁民の森」15件 56ha】</p> <p>法人の「森林」の設定</p> <p>企業による森林づくり活動を、分収林制度を活用して推進。</p> <p>契約締結の状況 (各年度末現在)</p> <table border="1"> <tr><td>11年度</td><td>300箇所</td><td>1,378ha</td></tr> <tr><td>12年度</td><td>325箇所</td><td>1,550ha</td></tr> <tr><td>13年度</td><td>344箇所</td><td>1,597ha</td></tr> <tr><td>14年度</td><td>372箇所</td><td>1,776ha</td></tr> </table> <p>「ふれあいの森」における自主的な森林整備活動を支援</p> <p>各森林管理署等に「ふれあいの森」を設定し、ボランティア団体等にフィールドとして提供。</p> <p>協定締結の状況 (各年度末現在)</p> <table border="1"> <tr><td>11年度</td><td>14団体</td><td>15箇所</td><td>1,088ha</td></tr> <tr><td>12年度</td><td>58団体</td><td>45箇所</td><td>1,717ha</td></tr> <tr><td>13年度</td><td>89団体</td><td>83箇所</td><td>2,278ha</td></tr> <tr><td>14年度</td><td>102団体</td><td>95箇所</td><td>2,567ha</td></tr> </table> <p>木の文化を支える森づくり」の取組例</p> <p>地域における伝統文化等の継承に貢献するための森林づくり活動に対してフィールドを提供。15年7月現在、8箇所で協定締結。</p> <p>「古事の森」：歴史的建造物修復用の大径長尺材供給への寄与を目的として、京都府京都市に設定 (14年度)。</p> <p>「御柱の森」：諏訪地方の伝統行事である「御柱祭」の用材確保を目的として、長野県下諏訪町に設定 (14年度)。</p> <p>「榊細工の森」：角館地方の伝統工芸である榊細工の材料(桜皮)の安定的供給を目的として、秋田県角館町に設定 (14年度)。</p>	11年度	300箇所	1,378ha	12年度	325箇所	1,550ha	13年度	344箇所	1,597ha	14年度	372箇所	1,776ha	11年度	14団体	15箇所	1,088ha	12年度	58団体	45箇所	1,717ha	13年度	89団体	83箇所	2,278ha	14年度	102団体	95箇所	2,567ha	<p>国民生活の向上や価値観の多様化に伴い、自然体験活動や森林環境教育、森林とのふれあい、国民参加の森林づくり等への期待や関心も高まっているところ。</p> <p>森林とのふれあい等に係る要望</p> <p>【近畿中国森林管理局グリーンモニターアンケート調査】(H14)</p> <p>国有林の森林の働きを高めるための森林づくり</p> <p>ぜひ参加したい (25%)</p> <p>車で1時間以内であれば参加したい(59%)</p> <p>参加したい作業</p> <table border="1"> <tr><td>下刈</td><td>(26%)</td></tr> <tr><td>間伐</td><td>(20%)</td></tr> <tr><td>つる切</td><td>(20%)</td></tr> <tr><td>枝打</td><td>(16%)</td></tr> <tr><td>除伐</td><td>(12%)</td></tr> </table> <p>森林に対する国民の要請の多様化等に対応した近年の新たな政策展開 (自然再生)</p> <ul style="list-style-type: none"> 自然再生推進法の制定 (H14.12) 自然再生推進基本方針の策定 (H15.4) <p>自然再生事業を、NPOや専門家をはじめとする地域の多様な主体の参画と創意により、地域主導のボトムアップ型で進める新たな事業として位置付け、その基本理念、具体的手順等を明らかにするもの。</p> <p>地域住民、NPO等への情報の提供や、自然環境学習の振興等が国の努めとされているところ。</p>	下刈	(26%)	間伐	(20%)	つる切	(20%)	枝打	(16%)	除伐	(12%)	<p>情報開示の方法も含め、国民のアクションや意見の表明を喚起するような計画にする必要があるのではないか。</p> <p>NPO等多様な主体と連携しつつ、幅広く取り組むべきではないか。</p> <p>その際、変化に富んだ多様な森林づくりや魅力ある森林景観の創出についての要請にも配慮すべきではないか。</p> <p>地域の実態をより重視するという方向と、管理体制の集約化を図るという方向とをどのように調和させるのか。</p> <p>それぞれの地域に置かれている森林管理署等が、森林環境教育の実施に関する相談窓口や、森林の整備・保全への国民参加を支援する拠点としての機能を発揮できるよう取り組むべきではないか。</p> <p>本項目については、「1 国有林野の管理経営に関する基本方針」の「(3) 国民の森林としての管理経営」へ移し、国民による国有林野の利用の促進に係る取組についての記述を一体化するとともに拡充を図ることが適切ではないか。</p>
11年度	300箇所	1,378ha																																							
12年度	325箇所	1,550ha																																							
13年度	344箇所	1,597ha																																							
14年度	372箇所	1,776ha																																							
11年度	14団体	15箇所	1,088ha																																						
12年度	58団体	45箇所	1,717ha																																						
13年度	89団体	83箇所	2,278ha																																						
14年度	102団体	95箇所	2,567ha																																						
下刈	(26%)																																								
間伐	(20%)																																								
つる切	(20%)																																								
枝打	(16%)																																								
除伐	(12%)																																								

現行の管理経営基本計画	計画事項に対する主な取組	国有林野事業を巡る新たな動き等	論点(課題・対応の方向)												
(2) 地球温暖化防止対策の推進	<p>国有林野の治山事業等による木材利用の推進</p> <table border="1"> <caption>国有林野の治山事業等による木材利用の推進 (千m³)</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>千m³</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10</td> <td>16</td> </tr> <tr> <td>11</td> <td>21</td> </tr> <tr> <td>12</td> <td>36</td> </tr> <tr> <td>13</td> <td>44</td> </tr> <tr> <td>14</td> <td>51</td> </tr> </tbody> </table> <p>(年度)</p>	年度	千m ³	10	16	11	21	12	36	13	44	14	51	<p>森林に対する国民の要請の多様化等に対応した近年の新たな政策展開(地球温暖化防止対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新たな地球温暖化対策推進大綱の策定(H14.3) ・ 地球温暖化対策の推進に関する法律の一部改正(H14.5) ・ 気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書の締結(H14.6) ・ 政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出等のため実行すべき措置について定める計画の見直し(H14.7) <p>地球温暖化対策推進法等に基づき政府が自ら実行する措置を定める中で、森林の整備・保全を通じた二酸化炭素吸収源としての機能の維持・向上も上げられたところ。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地球温暖化防止森林吸収源10力年対策の策定(H14.12) <p>京都議定書に基づく森林吸収量3.9%の達成を図るためには、森林・林業基本計画に掲げる目標を達成することが不可欠であることから、これに基づく森林整備・保全を推進するための具体的対策等を定めたもの。 国有林野事業としては、率先して取組を進めているところ。</p>	<p>情報開示の方法も含め、国民のアクションや意見の表明を喚起するような計画にする必要があるのではないか。</p> <p>地球温暖化防止対策については、新たな政策課題として、率先して取り組むべきではないか。</p> <p>その際、国民参加による森林整備や、木材利用促進に関する積極的な啓発も必要ではないか。</p> <p>風力、小規模水力等の自然エネルギーの活用も必要ではないか</p> <p>本項目については、その重要性に鑑み、「1 国有林野の管理経営に関する基本方針」の(4)として位置づけることが適切ではないか。</p>
年度	千m ³														
10	16														
11	21														
12	36														
13	44														
14	51														
(3) 林業技術の開発普及			(基本的に現行計画のとおり)												
(4) 地域振興への寄与			(基本的に現行計画のとおり)												
(5) 人材の育成			<p>開かれた「国民の森林」の実現のためには、それにふさわしい人材の育成に取り組むことが必要ではないか。</p> <p>本項目については、取組の充実を図るものであることから、この「6 その他国有林野の管理経営に関し必要な事項」の冒頭へ移動することが適切ではないか。</p>												
(6) 労使協力の推進			(基本的に現行計画のとおり)												